

《判例研究》

オーストリア共和国対アルトマン*

松 田 幹 夫

一 事実

二 判決

三 意義

- (1) F S I A の遡及効
- (2) エクスチェンジ号事件から F S I A へ

一 事 実

合衆国最高裁判所が認定した事実は、以下のようである。

オーストリア美術館の公文書 (Austrian Gallery's archives) へのアクセスを許可されたオーストリアの某ジャーナリストが、美術館のコレクションの中の確実に価値ある作品が正当な所有者によって寄贈されず、ナチスによつ

て押収されていたか、第二次大戦後、オーストリアによって収用されていたという証拠を、一九九八年に発見した。そのジャーナリストは、被上訴人(マリア・アルトマン)に若干の証拠を提供し、彼女は、グスタフ・クリムトの絵画六点の占有回復訴訟を起こした。⁽¹⁾

ナチスのオーストリア侵入より前に、絵画は、チェコスロバキア系ユダヤ人であり美術のパトロンでもあった彼女のおじフェルディナント・ブロッホ・バウアー(Ferdinand Bloch-Bauer)のウィーンの豪邸に展示されていた。彼女は、おじが一九三八年にオーストリアから脱出したのち執行した遺言のもとで、絵画の所有権を請求した。彼女は、第二次大戦中および戦後、美術館は不法な行為(wrongful conduct)を通じて絵画の占有権を取得したと述べた。⁽²⁾

被告(ここでは上訴人)であるオーストリアおよびその下部機関たる美術館は、とりわけ主権免除(sovereign immunity)を請求して、訴状を却下せよと申し立てた。地方裁判所は、申し立てを否認した。控訴裁判所は、追認した。⁽³⁾

一九一六年、オーストリアで出生した被上訴人アルトマンは、一九三八年、ナチス・ドイツによる併合後、同国から脱出した。彼女は、一九四二年、カリフォルニアに定住し、四五年、アメリカ市民となった。彼女は、四五年一月にチューリッヒで死亡したフェルディナント・ブロッホ・バウアーの姪であり、唯一の生存被指名相続人であった。⁽⁴⁾

一九三八年より前、富裕砂糖業者であったフェルディナントは、クリムトの絵画六点および他の価値ある芸術作品を収納した主たる住居をウィーンにおいて維持した。彼の妻アデーレ(Adèle)は、絵画二点の主題であった。彼女は、夫に「彼の死後(after his death)」美術館に絵画を遺贈することを「要請する(ask[ed])」との遺言を

残して、二五年、死亡した。彼女の財産に関する弁護士は、フェルディナントは自分の妻の要求 (Request) に従う意図はあったが、そうすることを法的に義務づけられなかったと、美術館に助言した。なぜなら、彼は絵画を所有するアデーレではないからである。フェルディナントは、問題の絵画のいずれかの所有権を美術館に移転するいかなる文書をも決して執行しなかった。彼は、その死まで、唯一の正当な所有者であり続けた。彼の遺言は、彼の全財産を被上訴人、他の姪および甥に遺贈した。⁽⁵⁾

一九三八年三月一二日、「アンシュルス (Anschluss)」として知られるようになった事件において、ナチスは、オーストリアに進入し、回国併合を主張した。フェルディナントは、ナチスに先行して脱出し、チューリッヒで定住したが、彼の不在中、訴状によれば、ナチスは、砂糖会社を「アーリア化」し、彼のウィーンの邸宅を接収し、問題のクリムトを含む芸術作品等を分割した。ナチスの法律家エリッヒ・フューラー博士は、六点のクリムトを占有した。彼は、一九四一年に二点、四三年に一点を美術館に売却し、一点を自分自身のために保存して、一点をウィーン市博物館に売却した。残る一点の行くべきは、分かっていない。⁽⁶⁾

一九四六年、オーストリアは、ナチス・イデオロギーによって動機づけられたすべての取引を無効にする宣言する法を制定した。しかしながら、これは、亡命オーストリア人への被略奪芸術作品の直接的返還をもたらさなかった。なぜなら、オーストリア法の別の規定は、芸術作品の輸出が同国の文化遺産にとって重要であるとみなされると規定し、輸出したいと思ういづれもがオーストリア連邦モニュメント庁 (Austrian Federal Monument Agency) の許可を得ることを要請したからである。この要請からの利益のため、美術館およびモニュメント庁は、輸出許可と交換に価値ある芸術作品を美術館に寄贈または売買するようユダヤ人に強制する手続を採択したとされる。⁽⁷⁾

翌年、被上訴人の兄弟で共同法定相続人であるロバート・ベントレーが、戦争中フェルディナントから盗取された財産を捜し出し回復するため、ウィーンの弁護士グスタフ・リネシュ博士を雇った。一九四八年一月、リネシュ博士は、購入した三点のクリムトの返還を要請するとの書簡を美術館に送った。美術館の代表は、回答して、①アデーレが美術館に絵画を遺贈したこと、②美術館が彼の生存中保持することをフェルディナントに許可したに過ぎないことを主張したが、訴状によれば、これは、詐欺的であった。⁽⁸⁾

同年末、リネシュ博士は、フェルディナントの残余の芸術作品の多くについて輸出許可をとるため、美術館職員
の支持を得た。交換に、リネシュ博士は、被上訴人および彼女の共同法定相続人の代理であると称して、「自分が死亡の場合」クリムトの絵画を美術館に「寄贈する」という亡妻の願望に従いたいとするフェルディナントの供述を承認し受け入れる」文書に署名した。付け加えると、リネシュ博士は、フューラー博士が自分自身のために保存していた絵画およびウィーン市博物館に売却していた絵画を得るさい、美術館に助力した。しかしながら、これらの取引のいかなるときにおいても、リネシュ博士は、「彼女に代わって交渉し、または、クリムトの絵画を得ることを美術館に可能ならしめる」とする被上訴人の許可をとらなかった。⁽⁹⁾

一九九八年、美術館のファイルを検討していたジャーナリストが、アデーレもフェルディナントも美術館に六
点のクリムトを事実上寄贈しなかったことをすべての関連時期に美術館職員が知っていることを暴露する文書を発見した。ジャーナリストは、自分の発見を報告する一連の論文を発表したが、とくに注目したのは、「美術館の刊行物すべてが、一九三六年に博物館に寄贈されていたことを示す」クリムトの「アデーレ・プロツホッパウアーの肖像I」が、「ハイル・ヒトラー」とサインされたフューラー博士からの書簡とともに、現実には一九四一年に受領されたいたということである。⁽¹⁰⁾

これらの暴露に応じて、オーストリアは、輸出許可と交換に国立博物館へ芸術作品を寄贈することを強制されていた個人に対してその財産を再請求させることのできる新しい原状回復法 (restitution law) を制定した。アデーレおよびフェルディナントが、戦前、美術館にクリムトの絵画を「自由に寄贈 (freely donated)」していたことをジャーナリストの調査より前に信じていた被上訴人は、新しい法のもとで、絵画および他の芸術作品の回復を直ちに要求した。オーストリアの政府職員および芸術史家から成る委員会は、家族が一九四八年に寄贈していた若干のクリムトのデッサンおよび磁器類を返還することに同意した。しかしながら、訴状が「虚偽 (sham)」手続と名づけたあと、委員会は、六点の絵画の返還を拒んで、アデーレの遺言のいわゆる意図的誤解に基づき、次のような結論を出した。彼女の懇願的要請は、死亡の場合、美術館に絵画を寄贈することを彼女の夫に要求したとする拘束力ある法的義務を創設した。⁽¹¹⁾

当時、被上訴人は絵画を取り戻すためオーストリアで訴訟を起こすと発表した⁽¹²⁾が、オーストリアの裁判所費用が請求された回復の価値に比例する(本件では総額数百万ドルであつて、被上訴人の資力を越える)ので、放棄を要請した。裁判所は、この要請を部分的に認めたものの、約三五万ドルを支払うよう被上訴人に要求した。オーストリア政府がこの部分的放棄を訴えたとき、被上訴人は、自発的に彼女の訴えを取り下げ、カリフォルニア中央地区担当合衆国地方裁判所 (United States District Court for the Central District of California) に訴えを提起した。⁽¹²⁾

被上訴人は、一九七六年外国主権免除法 (Foreign Sovereign Immunities Act of 1976. 以下「FSIA」) 第二条のもとでの管轄権を主張した。すなわち、第二条は、FSIAの他の規定または「いずれか適用可能な国際合意」のもとで「外国が免除を受ける資格がないとする対人的救済のためのいずれかの請求に関して」「外国に対する民事訴訟をめぐる管轄権を連邦地方裁判所に認める。訴状は、さらに、上訴人はFSIAのもとで免除を受ける資格が

ないと主張した。なぜなら、同法の「収用除外(expropriation exception)」を定める合衆国法律集第二八編(28 USC)一六〇五条(a)(3)は「国際法に違反して取得された財産上の権利」を含むすべての事件を明示的に免除から除外するからである。ただし、財産が財産を所有する合衆国またはその機関(agency)もしくは下部機関(instrumentality)と商業関係をもつ場合、その財産は、ここでは商業活動に従事するものとする。⁽¹³⁾

上訴人は、二段階に分けて免除を主張した。第一に、いわゆる違反行為(alleged wrongdoing)の多くが行なわれた一九四八年、彼らは、合衆国裁判所において訴訟からの絶対免除を享有していた。第二に、FSIAのなにも、彼らから適及的に免除を剥奪すると理解されるべきではない。⁽¹⁴⁾

地方裁判所は、この主張を拒否し、①FSIAは一九七六年より前の行動に適及的に適用され、②同法の収用除外は被上訴人の明確な請求に拡大すると結論づけた。①のみが、われわれに関係する。控訴裁判所は、FSIAが本件に適用されることに同意した。われわれは、裁量上訴(certiorari)を認め、別の理由づけに基づくにせよ、いまや控訴裁判所の判決を追認する。⁽¹⁵⁾

二 判 決

二〇〇四年六月七日、合衆国最高裁判所は、九対三で、判決を与えた。その要旨は、つぎのとおりである。「FSIAは、同法が一九七六年に制定されるより前、および、合衆国が主権免除のいわゆる『制限理論』を一九五二年に採択するより前にも発生した上訴人の違反行為(wrongdoing)とされるような行為に適用される⁽¹⁶⁾」。このあと、判決は、以下の如く展開された。

一八二二年のスクーナー船エクスチェンジ号対マクファドン (*Schooner Exchange v. McFaddon*) 事件判決におけるマーシャル最高裁判官の意見が外国主権免除判例の源泉であると、一般的にみられている。同件では、申立人は、フィラデルフィア港に避難したフランス船の正当な所有者であると請求した。裁判所は、その領域内にある人および財産に対する合衆国の管轄権は「それ自身によって課せられるのではない制限に服さず」、こうして、外国はわれわれの裁判所で免除への権利をもたないと言説した。しかしながら、マーシャル長官は、礼讓 (comity) の問題として、国際社会のメンバーは外国の閣僚または主権者の身体を巻きこむような特定階級の事件では、外国に対する管轄権行使を放棄することに黙示的に合意したと説明し続けた。行政府 (Executive Branch) によって出された提案を受け入れて、マーシャル長官は、黙示的放棄の理論が合衆国裁判所の管轄権から「フランス皇帝の国家武装船 (national armed vessel)」エクスチェンジ号を免除することに役立つと結論づけた。外国主権免除は憲法上の要求というよりむしろ恩恵と礼讓 (grace and comity) の問題であるとするマーシャル長官のみかたによれば、本裁判所は、外国およびその下部機関に対する特定の訴訟をめぐって「管轄権をもつか否かについて、政治的部門の決定、とくに行政府のそれに絶えず従って」来た。⁽¹⁷⁾

一九五二年まで、行政府は、友好的外国に対する全訴訟において免除を要請する政策をとった。しかしながら、同年、国務省は、「免除は、もはや若干のタイプの事件に認められるべきではない」との結論を示した。すなわち、司法長官代理への書簡において、国務長官法律顧問代理ジャック・B・テイト (Acting Legal Advisor for the Secretary of State, Jack B. Tate) は、同省は、今後「主権免除の「制限理論 (restrictive theory)」を適用するであろうと説明した。「主権免除法の研究は、主権免除について、おのおの広く支持され堅固に確立された二つの相反する概念の存在を明らかにする。主権免除の古典的または絶対理論 (absolute theory) によれば、主権国は、そ

の同意なしに、他の主権国の裁判所で被告とされない。主権免除の比較的新しい制限理論によれば、主権国の免除は、私的行為 (*private acts, jure gestions*) に関してではなく、国家の主権的または公的行為 (*public acts, jure imperii*) に関して承認される。……主権免除承認についての外国政府の要請を考慮するさい、……制限理論をフォローすることが、今後、本省の政策となるであろう」ところが、そのような変化は、免除の決定を混乱の中に投じた。なぜなら、「外国がしばしば国務省に外交的圧力をかけ」、「制限理論のもとで免除が利用可能でない場合でも免除の提案」をときどき同省にさせたからである。⁽¹⁸⁾

そこで、一九七六年、連邦議会は、「外国またはその政治的区画、機関もしくは下部機関に対するあらゆる民事訴訟において免除請求を規律する一連の法的基準」を含む包括的な制定法であるFSIAを立法することによって、これらの問題を改善しようとした。同法は、「主権免除の制限理論を連邦法事項として法典化し」、免除決定の主要責任を行政府から司法府 (*Judicial Branch*) に移した。同法は、連邦および州裁判所の両方が「今後 (*henceforth*)」同法の原則に従って主権免除請求を決定すると述べた (合衆国法律集第二八編一六〇二条)。同法は、免除を一般的に認めながら、若干の例外を認めたが、そこには、被上訴人が依拠した収用除外が、含まれた。地方裁判所は、FSIAの収用除外は上訴人のいわゆる違反行為をカバーするという被上訴人に同意した。控訴裁判所は、同判決を追認した。⁽¹⁹⁾

前記一六〇二条の文言は、あいまいではない。免除請求すなわち免除によって保護される行動ではなく、これらの行動から生じる訴訟に対する免除の主張は、FSIAによって規制される行為である。これらの請求は、「今後」、裁判所によって決定されるべきである。こうした文言は、地方裁判所がみたように、原因となる行為が発生したときにかかわりなく、「同法の原則に従って」、そのような請求「すべて」を裁判所に解決させることを議会に提案し

た。F S I A の総合的な構造は、この結論を強く支持する。同法の規定の多くは、一九七六年より前に発生した行為から生じる事件に問題なく適用される。⁽²⁰⁾

三意 義

(1) F S I A の遡及効

本件では、F S I A の遡及効が争われたが、本判決は、これを肯定した。

ところが、反対意見は、F S I A が疑いの余地なく遡及効を命じた判決は正しくないと断定した。

一六〇二条についての判決の解釈は、「今後」という語を切り離してとらえているというのである。この語が全体的なコンテキストの中で読まれるとき、遡及効についてなにも語っていないことは、全く明らかであると言説⁽²¹⁾。

一六〇二条は、F S I A 最初の条文であって、「認定および目的宣言」という見出しが、付けられている⁽²²⁾。それは、

「議会は、裁判所の管轄権からの免除に対する外国の請求についての合衆国裁判所による決定が裁判の利益に役立つ、合衆国裁判所における外国および訴訟当事者両方の権利を保護すると認定する」と述べており、アメリカ司法省提供の「逐条分析 (Section-by-section Analysis)」も、同条は、「中心的前提」と明記した⁽²³⁾。判決は、F S I A における同条の基本的地位を重視した。

ただ、F S I A の遡及効が肯定されるとして、どの条項が注目されるべきであるかという点、被上訴人が依拠した一六〇五条(a)(3)である。「外国の管轄権免除に対する一般的例外」という見出しの一六〇五条は、その(a)において、「外国は、(つぎの) いずれかの場合に、合衆国または州の裁判所の管轄権から免除されない」として、前記のよ

うに、(3)で、「国際法に違反して取得された財産上の権利」などをあげた。⁽²⁴⁾ 同項についての「逐条分析」は、「国際法に違反して……」という用語は、「国際法によって要求された補償支払いのない財産の国有化または収用」⁽²⁵⁾とコメントした。

前述のように、訴状を却下せよとの上訴人の申し立てを否認した地方裁判所の判決を、控訴裁判所は、追認した。そこで、本判決に関して首肯しかねるのは、「地方裁判所および控訴裁判所は一六〇五条(a)(3)が本件をカバーすると決定したが、われわれは、その決定に応じない」⁽²⁶⁾と述べた箇所である。なぜなら、本判決は、地裁および控訴裁判決と基本的には同一線上に立つであろうからである。

(2) エクスチエンジ号事件からFSIAへ

本判決は、一八一二年のエクスチエンジ号事件判決こそ主権免除判例の「源泉」であると紹介しながらも、それは「恩恵と礼讓」の問題であると注意した。したがって、行政府の決定によって左右されることを免れなかった。しかも、当初は、主権国は他の主権国の裁判所で被告とされないとする絶対免除が、支配的であった。ところが、主権免除は国家の公的行為に限定されるとする制限免除を採用したのが、一九五二年のテイト・レター⁽²⁸⁾であった。それでも、外国が国務省に圧力をかけるなどの混乱が治まらなかったため、一九七六年に制定されたのが、FSIAである。

右にみたように、本判決の中で、一八一二年から一九七六年への流れをたどったパッセイジは、本判決の歴史的背景であるかの如き錯覚を与えないでもない。⁽²⁹⁾ しかし、もちろん、本判決は、FSIAの例外規定を適用した事案であるから、エクスチエンジ号事件判決を先例としない。

このパッセイジで使われた「恩恵と礼讓」の問題とは、簡潔に言えば、国際礼讓、すなわち、国際社会で通常行なわれている礼儀・好意・便宜の規則を意味すると解される。⁽³⁰⁾これを明確な法の規則に転換したのが、F S I A である。

なお、前記「アデーレ・ブロッホロバウアーの肖像」は、現在、ニューヨークのノイエ・ギャラリーで常設的に展示されていることである。⁽³¹⁾

* Republic of Austria v. Altmann.

本件名は、略称であるが、C. H. Brower II "International Decisions" *The American Journal of International Law* 99 (2005) (以下、"AJ") 236から引用。正式件名は、このとおり。「上訴人であるオーストリア共和国その他対マリア・V・アルトマン (Republic of Austria et al., Petitioners, v. Maria V. Altmann)」。124S.Ct.2240 (Supreme Court Reporter 124巻2240ページ以下) 意味である。以下同様)。

- (1) 124S. Ct. 2243.
- (2) Ibid.
- (3) Ibid.
- (4) Ibid.
- (5) Ibid 2243 – 2244.
- (6) Ibid 2244.
- (7) Ibid.
- (8) Ibid.
- (9) Ibid 2244 – 2245.
- (10) Ibid 2245.

- (11) Ibid.
- (12) Ibid.
- (13) Ibid 2245 - 2246: 本間浩「1976年主権免除法」『外国の立法』一七卷二号(昭和五三年)七三ページ。西立野園子「米
国主権免除法」『ジュリスト』七二七号(昭和五五年)一二三ページ。
- (14) 124 S. Ct. 2246.
- (15) Ibid 2246, 2247.
- (16) Ibid 2241.
- (17) Ibid 2247 - 2248.
- (18) Ibid 2248 - 2249.
- (19) Ibid 2249.
- (20) Ibid 2252 - 2253.
- (21) Ibid 2265; たゞし、「今後」に留意せよのは、A. K. A. Mortara “The Case Against Retroactive Application of the Foreign
Sovereign Immunities Act of 1976” *The University of Chicago Law Review* 68 (2001) 261.
- (22) *International Legal Materials* 15 (1976) (以下“ILM”) 1389; 最初の条文であるという経緯については、西立野・前掲・
一一八—一九ページ。
- (23) *ILM* 1389, 104.
- (24) *Ibid* 1389.
- (25) *Ibid* 108.
- (26) 124 S. Ct. 2254.
- (27) 同判決は、日本においても知られている。たとえば、横田喜三郎『違憲審査』(昭和六二年)二三八—二四〇ページ。
- (28) 同文書は、日本においても知られている。たとえば、本間・前掲・六七ページ。西立野・前掲・一二〇ページ。
- (29) *AJ* 237.
- (30) 横田喜三郎編『現代法律学演習講座・新訂国際法』(昭和四一年)一四ページ。

(31) 木島俊介『クリムトとウィーン』(平成一九年)九〇―九二ページ。

付記 本稿執筆の契機は、二〇一五年製作の米英映画「黄金のアデーレ・名画の帰還 (Woman in Gold)」であった。名画を取り戻すため、アルトマンがユダヤ系アメリカ人弁護士に依頼してオーストリアを相手どり提起した訴訟が本作のメイン・テーマであるとは、全く予想しなかった。法廷シーンは、二回、出現する。一回目は、地方裁判所のシーンである。二回目は本判決を下した最高裁判所のシーンで、これが、本作のクライマックス・シーンとなる。法廷シーンで登場したF S I Aが、脳裏に残った。判決文などは、鈴木淳一教授のご尽力で入手した。